

川崎市地域活動支援センター（B・C・D型）運営事業実施要綱  
(直近改正24川健精保第664号平成25年1月11日付局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の福祉の向上を図るため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）」第77条第1項第4号の規定に基づく地域活動支援センターB・C・D型（以下「センター」という。）に関し、「川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第73号）」に基づくもののほか、適切かつ健全な運営が行なわれるよう必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 センターは利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者に対し主に創作的活動、生産活動の機会の提供や社会との交流促進等の便宜を供与する。

(実施主体)

第3条 この要綱による川崎市地域活動支援センター運営事業（以下「事業」という。）を行うことができるものは、社会福祉法人等法人格を有する団体（以下「実施主体」という。）とする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は主として市内に住所を有する障害者とする。

(事業の基準)

第5条 事業の実施に関する基準は次のとおりとする。

(1) 利用の方法

利用者はセンターとの利用契約に基づき利用するものとする。

(2) 事業実施日数

事業実施日数は1週間につき、おおむね5日以上とする。

(3) 利用者の定員

利用定員の上限については各センターで定めるものとするが、原則5人以上とする。

(4) 職員配置

① 次にあげる職員を配置しなければならない。

一 施設長 1人

二 指導職員 2人以上

② 第1号にあげる職員のうち1人以上は常勤でなければならない。

③ 施設長は、センターの管理上支障がない場合は、当該センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

④ 施設長は、障害者福祉の増進に熱意を有し、センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(5) 利用者負担

利用者が負担すべき費用については、利用者の理解と同意を得たうえで、規則等により明らかにしなければならない。

(申請)

第6条 事業を実施しようとする者は、あらかじめ川崎市地域活動支援センター（B・C・D型）運営事業承認申請書（第1号様式）により市長に申請し、承認を受けなければならない。

(助言、指導)

第7条 市長は実施主体に対し、事業運営に関する助言又は指導を行うことができる。

(補助)

第8条 市長は、第6条の規程により承認された実施主体に対して、別に定める川崎市地

域活動支援センター（B・C・D型）運営事業補助金交付要綱に基づき、必要と認める補助を行うものとする。

（帳簿等の整理）

第9条 事業の実施主体は、作業日誌、利用者の処遇、経理状況、センターの管理運営状況等必要な帳簿等を整備しておかなければならない。

（事業の変更）

第10条 事業の実施主体は、代表者、事業の名称、事業の所在地等の変更があったときは、速やかに川崎市地域活動支援センター運営事業変更届（第2号様式）により、市長に届出を行わなくてはならない。

（事業の中止及び廃止）

第11条 事業の実施主体は、事業を中止又は廃止するときは、その理由を付して、川崎市地域活動支援センター運営事業中止・廃止届（第3号様式）により、あらかじめ市長に申し出て、承認を受けなければならない。

（委任）

第12条 本要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）この要綱は、平成25年4月1日から施行する。